

## 第30回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年12月10日(火)

午前8時55分～午前11時26分

2. 場 所 遠賀町役場

車庫棟2階 第6会議室

## 第30回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和元年12月10日(火) 午前8時55分～午前11時26分

2. 場所 遠賀町役場 車庫棟2階 第6会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	瓜生	保司
委員	4番	米田	かおる
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	芳村	正博
委員	7番	松井	悟
委員	8番	花川	健二

委員	1番	秦	茂美
委員	2番	古野	一寿
委員	3番	高崎	洋介
委員	4番	舛添	博孝
委員	5番	小西	好信
委員	6番	高山	和幸
委員	7番	柳野	照紀

4. 12月の農業相談委員

5番 矢野 英昭 委員

6番 芳村 正博 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●●)

② 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●●)

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について  
(●●●●●●●●)
- ④ 農地法第5条の規定による許可申請について  
(株●●●●● 代表取締役 ●●●●●)
- ⑤ 農地法第5条の規定による許可申請について  
(●●●●●)
- ⑥ 空き家に付随する農地の取得関係  
(虫生津)
- ⑦ 農用地利用集積計画の承認について

(2) 報告案件

- ① 農地法第5条の3第1項の規定による届出について  
(公共事業)
- ② 公共事業に関する農地の一時利用届出書
- ③ 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場	繁雄
事務局職員	濱田	美孝
事務局職員	福島	智靖

開 会                    8 時                    5 5 分

議長

おはようございます。本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中7名の出席となっております。農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。よって、ただいまより第30回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は5番矢野英昭委員、6番芳村正博委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係2件、農地法第5条申請関係3件、空き家に付随する農地の取得関係1件、農用地利用集積計画関係1件となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、これより現地調査を伴う案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。  
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。  
譲受人が田園にお住まいの●●●●●氏、譲渡人が別府にお住まいの●●●●●氏で、申請地が3ページの字図にありますように、大字別府字高瀬4344番 他1筆、地目が田、合計面積が1,019㎡です。  
農地区域は農業振興地域外となっています。  
譲受人が譲渡により農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われま

続きまして議案書の4ページをお開きください。  
付議案件②農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。  
譲受人が虫生津にお住まいの●●●●●氏、譲渡人が同じく虫生津にお住まいの●●●●●氏で、申請地が6ページの字図にありますように、大字虫生津字清水鼻1047番 外2筆、地目が田、合計面積が3,498㎡です。  
農地区域は農業振興地域内農用地となっております。  
譲受人が規模拡大のために農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われま

続きまして議案書の7ページをお開きください。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が水巻町二東にお住まいの●●●●氏及び●●●●氏で、譲渡人が今古賀にお住まいの●●●●氏、申請地が9ページの字図にありますように、大字今古賀字貴舟399番5、地目が畑、合計面積が209㎡です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第二種低層住居専用地域の第三種農地となっております。

申請目的は自己住宅の建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。

10ページが現況平面図、11ページが土地利用計画図および給排水施設計画図、12ページが敷地断面図となっており、13ページが被害防除計画書で、排水は雨水は水路放流及び自然流下で、汚水は公共下水道への接続となっております。

14ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして議案書の15ページをお開きください。

付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が岡垣町の●●●●●●●● 代表取締役

●●●●氏、譲渡人が水巻町頃末にお住まいの●●●●氏 外2名で、申請地が17ページの字図にありますように、大字木守字丸ノ内1376番1、地目が田、面積が1,062㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は、第二種低層住居専用地域の第三種農地となっております。

申請目的は4区画の宅地分譲です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。

18ページが現況平面図、19ページが土地利用計画図、20ページが造成計画平面図、21ページが造成計画断面図、22ページが雨水排水計画図、23ページが給水計画平面図、24ページ及び25ページが構造物の構造図となっており、26ページが事業計画書、27ページが被害防除計画書で、排水は雨

水は水路放流、汚水は合併浄化槽による処理となっております。  
28 ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして議案書の29 ページをお開きください。

付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

借受人が鬼津にお住まいの●●●●氏で、貸渡人が同じく鬼津にお住まいの●●●●氏で、申請地が31 ページの字図にありますように、大字鬼津字五反田637番5、地目が田、面積が分筆しておりますして463㎡です

農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分は無指定です。

申請目的は太陽光発電施設の設置です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。32 ページが現況図、33 ページが土地利用計画図となっております、34 ページが事業計画書、35 ページが被害防除計画書で、排水及び汚水等はありません。36 ページが関係者説明に関する調査票となっております。

第1種農地、第2種農地等の立地基準の判断でございますが、10ha以上のまとまりのある農地につきましては第1種農地ということで原則転用は不許可というような農地となります。本案件につきましては申請人としましては、今回の申請地が一段高いところに位置しておりますして西側の農地とは一体ではないと、分断されているということで申請に至っております。総会に先立ちまして県の担当者と現地を確認したところ、登り口等もあり、機械が入れないとまでは言えないというところで、西に広がる農地と連担、一体となっているということから第1種農地と判断すべきという見解を県の担当者よりいただいております。転用を行うには、まず西側と分断されているというようなことが必要になるのですが、分断の基本的な要件としては、片側二車線で中央分離帯がある道路とか、間に宅地、住宅部分があるとか、農業機械が物理的に行き来できないというような状況が必要になってきます。今回でいうとそういった基準と照らし合わせると、事務局としては分断と判断するのは難しいのではないかと考えております。最終的な許可の判断は県が

することになるのですが、農業委員会としても許可相当あるいは不許可相当といった意見等を出す必要がございますので、そういった分断等の関係を現地を後程見ていただきまして農業委員会としての判断をしていただければと思います。

議案の説明を続けさせていただきます。

続きまして議案書の37ページをお開きください。

付議案件⑥空き家に付随する農地についてでございます。

こちらは初めての案件ですが、以前の農業委員会総会にて、空き家に付随する農地に関して、農地の取得要件の一つである下限面積、5反要件を引き下げる決定をしておりましたが、今回町の都市計画課の方に空き家バンクの利用申請があり、付随する農地がありましたので、下限面積引き下げの適用の可否を協議するものです。届出者は宗像市にお住まいの●●●●氏で、対象農地が39ページの字図にありますように大字虫生津字小峯553番 外1筆、地目が畑、合計面積が417㎡です。農地区域は農業振興地域内非農用地となっております。空き家の所在地は、隣接する大字虫生津556番地となっております。議案書の方には記載ができておりませんでした。この空き家は築年数は約60年の木造平屋建の家屋で、平成25年より空き家となっております。

今回の空き家の関係ですが、今日お配りしております別冊のホチキス止めの資料がお手元にあるかと思いますが、その1ページでご確認いただければと思います。ページ中ほどの②手続きの流れということで、農業委員会総会において現地確認を行い、適用する農地かを判断するというので、今回はこちらの部分となっております。現地ではその下にも書いてある通り優良農地ではないこと、空き家から常時耕作が可能であるといったようなことをご確認いただければと思います。今回の総会が終わりまして、付随する農地として適当であるという判断になりましたら、その判断結果を所有者及び町の都市計画課の方に伝えまして、空き家バンクへの正式な登録といったような流れになります。実際に買い手が見つかってその農地を取得するということになれば、そこでまた改めて3条の申請が出てくるという流れになります。今回はあくまでも空き家バンクに登録する前の手続きということになります。

現地確認の案件としまして、議案書の41ページをご覧ください。

報告案件①農地転用届についてでございます。

こちらは公共事業に伴う農地転用の案件でございます、農地法による許可を要しない農地転用でございますので報告案件として取り扱いを行っております。

届出人は遠賀町長 古野 修氏で、届出農地は43ページの字図にありますように、大字別府字門前2859番5、地目が田、面積が分筆して29㎡で、農地区域は農業振興地域外の第3種農地です。所有者は飯塚市にお住まいの●●●●氏です。申請目的は道路工事による転用です。

続きまして、議案書の46ページをご覧ください。

報告案件②公共事業に関する農地の一時利用届出書についてでございます。届出人は遠賀川の●●●●●●●●●●

遠賀支店、届出農地は48ページの字図にありますように、大字別府字門前2826番1、地目が田、こちらも分筆しております、面積が579㎡、農地区域は農業振興地域外の第3種農地です。

所有者は別府にお住まいでした●●●●氏で、亡くなっておられますので手続きは相続人代表者として●●●●氏が行っております。

一時利用目的としては、山手線道路の改良工事に伴う工事施工ヤードです。

49ページが一時利用の計画書、50ページが一時利用計画平面図となっております。

以上が現地調査を伴う案件であります。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 5 分

— 現地調査後 —

議長 再開します。  
それでは、付議案件①を議題に供します。  
まずは、地区担当の花川健二委員からご報告をお願いします。

地元委員 (8番) 二か月前にも出ていまして、二か月前は畑だったのですが、今回は自分では管理できないということで、そのついでに全部譲渡するということです。何も問題は無いと思いますので、皆さまご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 次に付議案件②を議題に供します。  
まずは、地区担当の安藤敏生委員からご報告をお願いします。

地元委員 (2番) 今見ていただいたように、周囲の状況も特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。続いて米田かおる委員からお願いします。

地元委員 すべて問題は無いと思います。

( 4 番 )

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件②農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 次に付議案件③を議題に供します。  
まずは、地区担当の花川健二委員からご報告をお願いします。

地元委員 ( 8 番 ) これは個人的な家ということになっておりましたが、売地になっていました。特に問題は無いと思いますのでご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 次に付議案件④を議題に供します。

地区担当の芳村正博委員からご報告をお願いします。

地元委員  
(6番)

農業委員と推進委員2名でお話を聞きまして、後程建設課の方が私のところに来られまして、横が農道であるのでどうかと、今の予定では壁を建てるということですから、どうですかという話ですが、測りました結果だいたい4m近く幅員が取れるということで、農機具が通るには支障はないだろうということで確認をしたところですよ。  
ご審議よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長

無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長

賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長

次に付議案件⑤を議題に供します。  
地区担当の私からご報告します。  
本案件についてはご本人からも測量士からも話がありまして、私の見解では問題ないだろうと、現地で説明しましたとおり過去にも隣の田圃の太陽光もクリアしたというところで今回提案しております。この前の議案協議の時にも担当の事務局の方から色々説明を受けました、今日も現地で言っていたが、最終的にこの場で判断したいと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

付議案件⑤について質疑応答

議長 裁決を採りましょう。

賛成 1名

反対 6名

反対多数で否決となりました。

議長 それでは次に付議案件⑥を議題に供します。  
この案件については農業委員会の流れとして、空き家の農地取得ということで、皆さんの意見をお伺いしたいと思います。  
本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑥空き家に付随する農地の取得について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑥は承認されました。

議長 次に付議案件⑦を議題に供します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の40ページをお開きください。付議案件⑦農用地利用集積計画の承認についてでございます。通常の利用権設定分で、今回は11件、面積7,560㎡についての承認を求めます。

議長 ありがとうございます。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑦農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件⑦は承認されました。

それでは報告案件①について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の 51 ページをお開きください。  
報告案件③農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約について 5 件、合計 4,521 m<sup>2</sup>について出てきております。

議長 ありがとうございます。  
本件について、質疑応答がございますか。

【ありません。】の声

無いようですので、報告案件①～②について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告案件①～②について説明。

議長 ありがとうございます。  
① から③について、質疑応答がございますか。

【ありません。】の声

無いようですので、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 福岡県農業委員の研修大会の日程について説明。  
中間・遠賀地区会研修会について説明。  
農業委員・推進委員の改選について説明。

J A 円滑化事業から農地中間事業への移行手続き説明会について説明。

宮若市の農業委員会の視察について説明。

農業センサスについて説明。

議長

事務局から予定している案件は以上で終わりです。皆さまの方から何かございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長

無いようでございますので、以上をもって、第30回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 1 1 時 2 6 分